

受動喫煙防止対策指導員規程を次のように定める。

平成 30 年 3 月 14 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

受動喫煙防止対策指導員規程

(設置)

第 1 条 職場における受動喫煙の防止に関する業務の円滑な運営に資するため、都道府県労働局に受動喫煙防止対策指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(任命)

第 2 条 指導員は、社会的信望があり、かつ、職場における受動喫煙の防止等受動喫煙に関して深い識見を有する者であって、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するもののうちから、都道府県労働局長が任命する。

(職務)

第 3 条 指導員は、都道府県労働局長の指示を受けて、職場における受動喫煙の防止に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 受動喫煙を防止するための対策等に係る技術的事項についての指導及び相談に関すること。
- (2) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 29 条に規定する受動喫煙防止対策助成金の申請についての指導、相談及び審査に関すること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等受動喫煙を防止するための対策等に関して定めた法令についての周知及び啓発に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、都道府県労働局労働基準部健康安全課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局にあっては、健康課）の事務の遂行に必要な事務を行うこと。

(任期等)

第 4 条 指導員の任期は、1 年以内とする。

2 指導員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第 5 条 指導員及び指導員であった者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 指導員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

(その他の事項)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方

課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。